○文部科学省告示第百七十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表に掲げる文化的景観を重要文化的景観として選定したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第百九条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十七年十月七日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	区域	面積
佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観	新潟県佐渡市	新潟県佐渡市相川大間町、相川水金町、相川柴町、相川大工町、相川上京町、相川中京町、相川夕会津町、相川広間町、相川弥味下町、相川六日町、相川五十嵐町、相川小右衛門町、相川北沢町、相川下山之神町、相川坂下町、相川柄杓町、相川清右衛門町、相川銀山町、相川庄右衛門町、相川勘国郎町、相川宗徳町、相川諏訪町、相川炭屋町、相川紙屋町、相川濁川町、相川坂下	